

改正

平成18年10月3日規則第35号
平成19年12月28日規則第31号
平成20年3月31日規則第9号
平成21年3月31日規則第1号
平成21年3月31日規則第9号
平成21年10月13日規則第30号
平成24年11月26日規則第31号
平成26年3月31日規則第11号
平成27年12月28日規則第38号
平成28年7月29日規則第24号
平成28年12月28日規則第28号
平成31年3月29日規則第17号
令和2年7月10日規則第24号
令和4年3月30日規則第12号

田辺市消防団規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、田辺市消防団（以下「消防団」という。）の組織並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制について定めるとともに、田辺市消防団条例（平成17年田辺市条例第175号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団本部、支団及び分団の設置)

第2条 消防団に団本部、支団及び分団を置き、団本部の位置を田辺市新庄町46番地の119とする。

2 支団の名称、位置及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

3 分団の名称及び位置は、別表第2のとおりとし、それぞれの管轄区域は、消防団長（以下「団長」という。）が別に定める。

(サービスの宣誓)

第3条 消防団員は、その任命された際において、別記様式により宣誓しなければならない。

(消防団員の区分)

第3条の2 消防団員は、次のとおり区分する。

- (1) 基本団員 全ての消防団活動に従事する消防団員
- (2) 支援団員 特定の災害活動にのみ従事する消防団員

(支援団員の区分等)

第3条の3 支援団員は、次のとおり区分するものとし、条例第3条に定める消防団員の資格要件に加え、次の資格を有する者のうちから任命する。

- (1) OB団員 消防職員又は消防団員（以下「消防職員等」という。）として5年以上の勤務経験を有する者
- (2) 補助団員 消防職員等として5年未満の勤務経験を有する者又は消防職員等の経験を有しない者
- (3) 登録団員 消防団活動に有効な特殊な技能を有する者

2 支援団員には、田辺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年田辺市条例第41号）別表第14号に規定する災害に関する出動及び災害以外に関する出動に係る報酬以外の報酬は、支給しない。

(階級)

第4条 法第23条第2項に規定する消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。ただし、支援団員の階級は、団員とする。

(団本部の組織)

第5条 団本部に、団長、支団長及び副支団長を置く。

- 2 支団長及び副支団長の階級は、副団長とする。
- 3 支団長は、支団の推薦に基づき、当該支団に所属する消防団員（以下「支団員」という。）のうちから、団長が任命する。
- 4 副支団長は、支団員のうちから、支団長が指名し、団長が任命する。

(団長及び支団長の職務)

第6条 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

- 2 支団長は、団長の命を受け、支団の事務を統括し、支団員を指揮監督するとともに、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、あらかじめ団長が定める順序により、その職務を代理する。

(団本部の事務)

第7条 団本部は、次に掲げる事務を管掌する。

- (1) 消防団員の任免、賞罰その他身分に関すること。
- (2) 消防団員の報酬、退職報償金、公務災害補償等に関すること。
- (3) 消防団員の教養及び訓練に関すること。
- (4) 消防団の諸計画に関すること。
- (5) 消防団の会計及び経理に関すること。
- (6) 消防団の設備、資材その他物品の管理に関すること。
- (7) 消防団に関する報告及び連絡に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

2 団本部の事務は、消防本部において処理する。

(支団)

第8条 支団に、支団長及び副支団長を置く。

2 副支団長の定数は、支団ごとに団長が別に定める。

3 副支団長は、支団長を補佐し、支団長に事故があるとき、又は支団長が欠けたときは、あらかじめ支団長が定める順序により、その職務を代理する。

(支団の事務)

第9条 支団は、次に掲げる事務を管掌する。

- (1) 支団員の教養及び訓練に関すること。
- (2) 支団の諸計画に関すること。
- (3) 支団の設備、資材その他物品の管理に関すること。
- (4) 支団に関する報告及び連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支団長が必要と認める事項

(分団の組織)

第10条 分団に、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

2 各分団の副分団長、部長、班長及び団員の定数は、団長が別に定める。

3 分団長は、分団の推薦に基づき、当該分団に所属する消防団員（以下「分団員」という。）のうちから、団長が任命する。

4 副分団長、部長及び班長は、分団長の推薦に基づき、当該分団員のうちから、団長が任命する。

(分団長、副分団長、部長及び班長の職務)

第11条 分団長は、団長の命を受け、分団の事務を統括し、分団員を指揮監督する。

2 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長及び班長は、上司の命を受け、それぞれ分団の事務を処理する。

(分団の事務)

第12条 分団は、次に掲げる事務を管掌する。

(1) 分団員の身分に関すること。

(2) 分団の設備、資材その他物品の管理に関すること。

(3) 分団に関する報告及び連絡に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める事項

(任期)

第13条 団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長、部長及び班長（以下「団長等」という。）

の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された団長等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 団長等は、再任されることができる。

(顧問)

第14条 団長は、消防団の円滑な運用のため、5人以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、副団長以上の階級にあつて退職した者のうちから、団本部の推薦に基づき、団長が委嘱する。

3 顧問は、団長の相談に応じるほか、消防団について団長に意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とし、再任されることができる。

5 顧問には、報酬を支給しない。

(訓練及び礼式)

第15条 法第23条第2項に規定する消防団員の訓練及び礼式は、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）及び消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）の例による。

(服制)

第16条 法第23条第2項に規定する消防団員の服制は、消防団員服制基準（平成13年消防庁告示第11号）の例による。

(被服等の貸与)

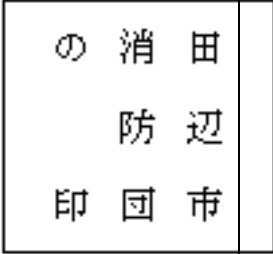
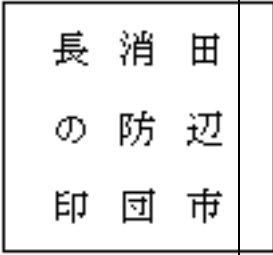
第17条 消防団員には、別表第3に定める被服等を貸与する。

2 前項の規定により貸与された被服等は、退職又は死亡の際は、返納しなければならない。

- 3 貸与を受けた被服等を損傷し、又は亡失したときは、代品を再貸与する。ただし、その損傷又は亡失が消防団員自らの責任によるときは、その実費を弁償しなければならない。

(公印)

第18条 消防団及び団長の公印の名称、寸法、書体、印材、個数、管理責任者及びひな形は、次のとおりとし、その取扱いについては、田辺市公印規則（平成17年田辺市規則第13号）の規定の例による。

名称	寸法（単位：ミリメートル）	書体	印材	個数	管理責任者	ひな形
田辺市消防団の印	方24	てん書	木	1	消防本部消防総務課長	
田辺市消防団長の印	方24	てん書	木	1	消防本部消防総務課長	

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に任命される団長等の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規定により貸与された被服等については、この規則の相当規定により貸与されたものとみなす。

附 則（平成18年10月3日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月28日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第 9 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第 9 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月13日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月26日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第11号）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行に際現に消防団員である者は、改正後の第 3 条の 2 の規定にかかわらず、基本団員とみなす。

附 則（平成27年12月28日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7 月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第17号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月10日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月30日規則第12号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

支団の名称	支団の位置	管轄区域
-------	-------	------

田辺支団	田辺市新庄町46番地の119	合併前の田辺市の区域
龍神支団	田辺市龍神村西376番地	合併前の龍神村の区域
中辺路支団	田辺市中辺路町川合1429番地の7	合併前の中辺路町の区域
大塔支団	田辺市鮎川851番地の1	合併前の大塔村の区域
本宮支団	田辺市本宮町本宮123番地	合併前の本宮町の区域

別表第2（第2条関係）

分団の名称	分団の位置
田辺市消防団女性分団	田辺市新庄町46番地の119
田辺市消防団田辺支団第1分団	田辺市上屋敷二丁目7番9号
田辺市消防団田辺支団第2分団	田辺市湊52番5号
田辺市消防団田辺支団第3分団	田辺市上の山二丁目8番20号
田辺市消防団田辺支団芳養分団	田辺市芳養松原一丁目15番8号
田辺市消防団田辺支団稲成分団	田辺市稲成町2779番地の12
田辺市消防団田辺支団秋津分団	田辺市秋津町294番地の1
田辺市消防団田辺支団万呂分団	田辺市中万呂133番地の41
田辺市消防団田辺支団新庄分団	田辺市新庄町350番地の2
田辺市消防団田辺支団長野分団	田辺市長野991番地の5
田辺市消防団田辺支団三栖分団	田辺市中三栖799番地の1
田辺市消防団田辺支団秋津川分団	田辺市秋津川672番地の2
田辺市消防団田辺支団上秋津分団	田辺市上秋津2049番地の3
田辺市消防団田辺支団上芳養分団	田辺市上芳養976番地の1
田辺市消防団田辺支団中芳養分団	田辺市中芳養1898番地の3
田辺市消防団田辺支団東部分団	田辺市神子浜二丁目18番4号
田辺市消防団龍神支団龍神分団	田辺市龍神村湯ノ又451番地の1
田辺市消防団龍神支団上山路分団	田辺市龍神村宮代132番地の3
田辺市消防団龍神支団中山路分団	田辺市龍神村柳瀬1032番地の1
田辺市消防団龍神支団下山路分団	田辺市龍神村福井520番地の9
田辺市消防団中辺路支団栗栖川分団	田辺市中辺路町栗栖川434番地の3
田辺市消防団中辺路支団二川分団	田辺市中辺路町川合1446番地の3

田辺市消防団中辺路支団近野分団	田辺市中辺路町近露1183番地の 1
田辺市消防団大塔支団鮎川分団	田辺市鮎川1493番地の 2
田辺市消防団大塔支団三川分団	田辺市合川680番地の12
田辺市消防団大塔支団富里分団	田辺市下川下930番地
田辺市消防団本宮支団三里分団	田辺市本宮町大居2055番地の 3
田辺市消防団本宮支団本宮分団	田辺市本宮町本宮472番地の 7
田辺市消防団本宮支団四村川分団	田辺市本宮町渡瀬861番地の 2
田辺市消防団本宮支団請川分団	田辺市本宮町請川480番地の 5

別表第3（第17条関係）

被服等の種類	数量	備考
活動服	1 着	アポロキャップ、バンド付
編上靴	1 足	
長靴	1 足	
雨合羽	1 着	
ヘルメット	1 個	
現場長靴	1 着	
ヘッドライト	1 個	
防火手袋	1 双	

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守するとともに、不公平及び偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って、誠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

田辺市消防団
(氏 名) ㊦